物件番号 4

物件調書

令和 5 (2023)年11月作成

所 在 地 佐野市多田町字中通870番3				通870番3	最低売却価格			3, 362, 000円			
地				3. 56 m²	地目		 宅地	形状	台形		
	———— 幅員及 面状?	西祖 ・昭	西側:幅員約8.7mの舗装市道4076号線(建築基準法第42条第1項第1号道路)								
Set	都市	計画区域	計画区域 市街化調整区域								
冶令等	用:	途 地 域	なし				特別用途地区		なし		
に基づ	建。	ぺい率	指定・基	準:60%			容 積 率		指定・基準:200%		
法令等に基づく制	高,	度 地 区	なし				防火	地 域	なし		
限	日	影規制	有(高さ	10m超の建築物) そ			その他の	の規制	建築基準法第22条区域		
禾	仏道の	負担等		担の有無 無 負担等の内容							
		電気		東京電力エナジーパートナー 栃木カスタマーセンター					0120-995-113		
供給	施設	上水道	有佐	野市 上下	水道局 水	0283-22-1696					
状	況	下水道	区域外 佐	野市 上下	水道局 🏗	0283-23-1120					
		都市ガス	無								
交通	通機関	東武佐野	東武佐野線「多田」駅から南方約610m								
		市立多	田小学校	学校 約1.0km			佐野市民病院		約1.6km		
<i>\</i> \	 比機関		召東中学校	約1.9km			田沼郵便局		約2.3km		
(Z)	- (茂) 美		女センター	センター 約2.7km			市立田沼図書館		約2.7km		
		佐野	佐野市役所 約7.4km			とりせん			約1.6km		
近隣	の状況	m ¹	近隣地域は田沼地区東部の市街化調整区域にあって、県道築地吉水線北西側背後に戸建住 宅のほか駐車場や農地が見られる市街化区域に隣接した地域である。								
	1	• 令和 4	・令和4 (2022) 年3月まで駐在所敷地として使用していた。 ・一部基礎を含み、敷地は現状有姿での引渡しとなり、引渡し後の一切の費用は購入者負担となる。								
,			・東側隣接地から対象物件に土留コンクリートの一部や簡易物置等が越境している。								
			・土壌汚染及び地下埋設物に関する専門的な調査は行っていない。 ・上水道の使用については口径20mmが休止扱いのため開始届等手続きが必要であり、手続き								
特記	記事項		・上水道の使用については日径20mmが正板いのため開始届等手続さか必要であり、手続さ に要する費用については購入者の負担となる。								
			・購入後、新たに建物を建築する場合や開発行為を行う場合などは、購入者において各関係								
		機関に	機関に必要手続等の確認を行うこと。								
			・敷地の北西部に東京電力パワーグリッド(株)の電柱が1本設置されており、これらの取り								
		扱いに	扱いは購入者が設置者等と協議する必要がある。								

案内図 多田 小学校 000 126 秋山川 שענ" ב

表是	題 部	(土地の表示)		調製	平成16年8月	3 O E	不動産番号	0627000244966
地図番号	条卣		筆界特定 全 自					
所 在	在 安蘇郡田沼町大字多田字中						条白	
佐野市多田町字中通							平成17年2月28日変更 平成17年5月10日登記	
① #	也 番	②地 目	3	地	積 mi		原因及びその日付〔登記の日付〕	
870番3		畑			13		条台	
条自		宅地			13	00	②③平成2年4 〔平成2年4月	月18日地目変更 18日〕
条目		(余 自)	(金白)			* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	昭和63年法務 の規定により移 平成16年8月	The same second
余 自		(余 自)			3 4 6	91	③870番8、 〔令和5年9月	870番10を合筆 15日]
(余日)		余白			3 4 8	5 6	③錯誤 〔令和5年9月	15日)

権利	部(甲区)(所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	所有権移転	平成1年9月26日 第12121号	原因 平成1年9月20日売買 所有者 栃 木 県 順位6番の登記を移記
	(余 自	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月30日
2	合併による所有権登記	令和5年9月12日 第13198号	所有者 栃 木 県

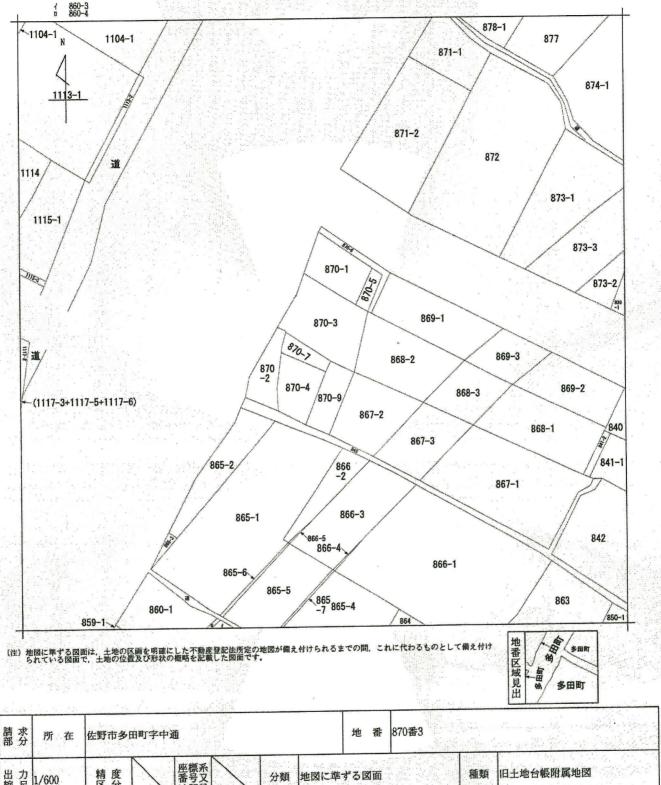


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

令和5年9月15日 宇都宮地方法務局足利支局

登記官

和



請求分 出 之 1/600 補記事項 作 成 年月日

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年9月15日 字都宫地方法務局足利支局

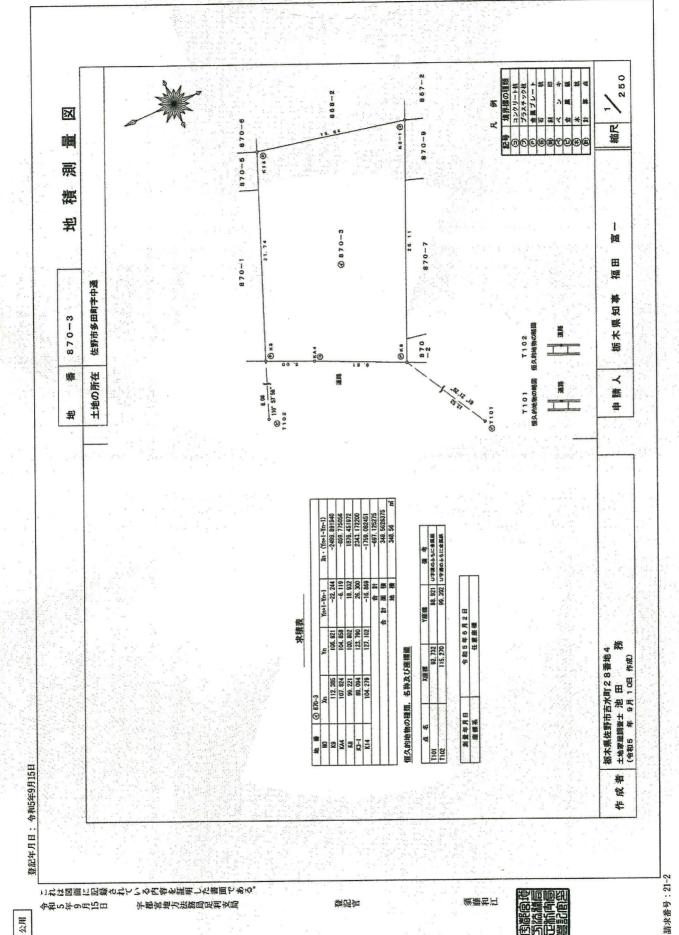
請求番号:21-1

(1/1)

登記官

須藤和江





公用

物件写真



対象物件の西側から東方を見て撮影